

フォーラム

岡本総合科学部長刺殺事件の経過について(3)

林津一也博士の遺稿を読み取る会
午前 10時00分
昭和63年1月22日(金)午前10時00分

午前10時00分
岡本総合科学部長刺殺事件第2回公判が
広島地方裁判所304号法廷(以下、同裁判
所同法廷のため省略)で開かれた。

松田正典証人(総合科学部教授)に対し、
検察官が尋問を行い、弁護人が反対尋問を行った。

2月12日(金)

午後1時10分

第3回公判が開かれた

松田正典証人に対し、検察官が尋問を行
い、弁護人が反対尋問を行った。また、裁
判長が尋問を行った。

大内侃証人(総合科学部教授)に対し、
検察官が尋問を行った。

3月15日(火)

午後1時12分

第4回公判が開かれた。

大内侃証人に対し、弁護人が反対尋問
を行い、裁判長が尋問を行った。

好村滋洋証人(総合科学部教授)に対し、
検察官が尋問を行い、弁護人が反対尋問を行
った。また、裁判長が尋問を行った。

4月15日(金)

午前10時00分

第5回公判が開かれた。

武田隆義証人(総合科学部助教授)に対
し、検察官が尋問を行い、弁護人が反対尋
問を行った。また、裁判長が尋問を行った。

午前 11時03分
第10回公判が開かれた。

広島大学広報委員会

午前10時00分
第6回公判が開かれた。
弁護人から冒頭陳述があり、検察官から
求釈明があった。
江田憲彰証人(工学部助手)に対し、弁
護人及び裁判長が尋問を行った。

6月21日(火)

午前10時00分

第7回公判が開かれた。

江田憲彰証人に対し、検察官が反対尋問
を行った。

末光博被告人に対し、弁護人が尋問を行
った。

7月8日(金)

午後1時10分

第8回公判が開かれた。

末光博被告人に対し、弁護人が尋問を行
った。

8月2日(火)

午前9時40分

第9回公判が開かれた。

末光博被告人に対し、弁護人、検察官
及び裁判長が尋問を行った。

11月18日(金)

午前11時03分

第10回公判が開かれた。

裁判長が、東京医科歯科大学名誉教授中
田修氏の作成した被告人の精神鑑定書の
内容要旨を説明した。

12月16日（金）

午後1時10分

第11回公判が開かれた。

中田 修証人（鑑定人）に対し、弁護人、検察官及び裁判長が尋問を行った。

米澤 稔証人（理学部助教授）に対し、弁護人が尋問を行った。

平成元年1月27日（金）

午後1時12分 第12回公判が開かれた。

末光數子証人（被告人末光 博の実母）に対し、弁護人、検察官及び裁判長が尋問を行った。

末光 博被告人に対し、弁護人、検察官、裁判長及び陪席裁判官が尋問を行った。

2月10日（金）

午後1時10分 第13回公判が開かれた。

末光 博被告人に対し、裁判長、弁護人及び検察官が尋問を行った。

裁判長が証拠調べは終了したと述べた。

検察官が意見陳述を行い、15年の懲役が妥当であると述べた。

2月28日（火）

午後1時10分 第14回公判が開かれた。

弁護人が弁論を行い、法律上の減刑処置を取り、寛大な判決をお願いすると述べた。

裁判長が末光 博被告人に対し、最後に申し述べることはないかと尋ねたのに対し、「この事件を起こしてしまい、岡本学部長をはじめ遺族の方には幸せな家庭を壊してしまって、大変申し訳ない。大学には信頼を傷つけてしまったし、大学関係者にも大変迷惑をかけて申し訳ない。この罪は、一生かかって償いたい」と述べた。

裁判長が、以上で審理を終了すると述べた。

5月12日（金）

午後1時11分

第15回公判が開かれた。

被告人に対し、裁判長から「被告人を懲役14年に処する」旨の判決の言い渡しがあった。

なお、この判決に不服がある場合は、14日以内に控訴することができる旨言い渡した。

沖原学長が記者会見を行い、学長談話を発表した。

「岡本総合科学部長刺殺事件」第一審判決時における沖原学長談話文

本日、広島大学総合科学部長刺殺事件にかかる末光 博（元同学部助手）被告人についての判決公判がありました。

広島大学としては、この判決を厳肅に受けとめなければならないと考えております。

広島大学においては、この事件を深く反省し、このような事件が二度と起こらないようにするため、末光被告人が逮捕された後、直ちに部局長等で構成する「教室運営等検討委員会」を設け、教官人事のあり方

をも含め、教育・研究のための基本的組織である教室の運営等が適切であったかどうかについて調査し、検討を進めてまいりました。

本日の判決に示された具体的な事実等について十分検討を加えた上、今後「教室運営等検討委員会」において対応策をとりまとめるとしております。

この際、広島大学の教職員一同、気持ちを新たにして、社会の信頼を回復し、大学として社会に対する責務の遂行に遺漏なきを期するため、今後ともあらゆる努力を重ねて参りたいと考えております。

5月27日（土）

控訴期限の5月26日までに、弁護側及び検察側双方が控訴せず、刑が確定した。